

蜜蜂の飼育管理や手続きに関する手引き



平成25年5月
岡山県農林水産部畜産課

〔目次〕

第1 はじめに

第2 蜜蜂飼育に関する法律等の概要

- I 養蜂振興法
- II 家畜伝染病予防法
- III 岡山県蜜蜂転飼条例
- IV みつばちの腐蛆病のまん延防止に関する規則
- V 薬事法
- VI 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

第3 蜜蜂の飼育

- I 飼育形態の区分及び定義
- II 蜜蜂を飼育する者の責務

第4 蜜蜂飼育者の手続き

- I 必要な手続き

第5 立入検査

- I 報告及び立入検査
- II 身分証明書

第6 生産物の表示

- I 蜂蜜を精製して販売することを業とする者
- II 蜂蜜の販売を業とする者
- III 関係法令

第7 罰則

- I 養蜂振興法に関する罰則
- II 岡山県蜜蜂転飼条例に関する罰則

第8 各種様式

第9 参考資料

- I 養蜂振興法
- II 養蜂振興法施行規則
- III 岡山県蜜蜂転飼条例
- IV みつばちの腐蛆病のまん延防止に関する規則
- V 岡山県証紙販売（売りさばき）場所

第1 はじめに

岡山県では明治時代から、花粉受粉用の養蜂（種蜂）が盛んに行われるようになり、戦時中は蜂蜜と蜜蝋（みつろう）が軍需として用いられるようになりましたが、戦後は軍需から離れ、一般家庭用の甘味資源として関心と呼ぶようになりました。

その後、土地を移動して養蜂を行う転地養蜂も進展し、本県では蜜源の分配調整の適正化を図り、養蜂事業の健全な発達を図るため、昭和25年に岡山県蜜蜂取締条例（昭和25年3月31日岡山県条例第2号）を制定しました。（現在、岡山県蜜蜂転飼条例に名称変更）

一方、この頃、蜜蜂の幼虫を侵す伝染病である腐蛆病（ふそびょう）が北海道で発生し、これを契機に全国各地で腐蛆病が発生するようになり、昭和30年には、腐蛆病まん延が我が国の養蜂を枯渇させるおそれのあること、農薬の使用が普及して農作物や果樹の受粉の役割りを担う昆虫の減少する中で、蜜蜂による受粉が必要になったことなどから、議員立法（衆法）で養ほう振興法（昭和30年8月27日法律第180号）が公布されました。この法律の目的として第一条に「みつばちの群の配置を適正にする等の措置を講じて、はちみつ及びみつろうの増産を図り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資すること」とされました。

近年、蜜蜂は蜂蜜、蜜蝋の生産に加え施設園芸等受粉に用いられるなど、本県の農業の発展に大きく寄与しています。また、蜜蜂や飼育道具の入手が容易になったことから趣味で蜜蜂を飼育する者が増加しています。

しかし、全国的に適切でない飼育管理による近隣住民からの苦情、飼育者間のトラブルが増加しており、さらには、腐蛆病等の伝染病のまん延も懸念されています。

そこで、岡山県では今後も引き続き、蜜源の分配調整の適正化を図り、養蜂事業の健全な発展と蜜蜂の適正な管理を推進するためこの「手引き」を作成したので、内容を遵守し、適切な対応を取られますようお願いいたします。

平成25年 5 月
岡山県農林水産部畜産課

第2 蜜蜂飼育に関する法律等の概要

I 養蜂振興法（昭和30年8月27日法律第180号）

本法律は、「養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等に鑑み、蜜蜂の群の配置を適正にする等の措置を講じて、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の蜜蜂による生産物の増産を図り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資すること」が目的とされています。

飼育届出が不要であった趣味養蜂の増加や蜜源の減少により、蜂場をめぐるトラブルが増加する等の問題を踏まえ、平成24年6月に制定時と同じ議員立法で改正され、養蜂の届出義務が趣味養蜂にも拡大されました。

II 家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号）

本法律は、「家畜の伝染性疾病（寄生虫病を含む。以下同じ。）の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ること」が目的とされています。

法では、特に重大な疾病を家畜ごとに定め、「腐蛆病」は蜜蜂が感染する「家畜伝染病」とされ、発病群は法律に基づき焼却処分しなければなりません。また、都道府県知事に届出義務がある疾病として「バロア病」「ノゼマ病」「アカリンダニ症」「チョーク病」が定められています。

さらに、予防のための自主的措置も定められており、家畜の所有者（蜜蜂飼育者）は、「家畜伝染性疾病のまん延を防止することについて重大な責任を有している」とされています。

III 岡山県蜜蜂転飼条例（昭和25年3月31日岡山県条例第2号）

本条例では、「蜜源の分配調整の適正化を図り、もって養蜂事業の健全な発達に資すること」を目的としています。県内において養蜂事業者が転飼をしようとする場合は、転飼許可申請の手続きが必要であり、申請にあたっては、転飼許可手数料が必要となります。

IV みつばちの腐蛆病のまん延防止に関する規則（昭和48年10月2日岡山県規則第70号）

本規則では、「みつばちの腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち及びみつばちの腐蛆病の病原体を広げるおそれがある物品の移動を制限すること」を目的としています。蜜蜂を県外に移出しようとする場合には、腐蛆病検査を行わなければなりません。

県外等から移入する場合、移入直前の飼育地を所管する家畜保健衛生所が発行する「腐蛆病検査証明書」が必要となります。

V 薬事法（昭和35年8月10日法律第145号）

本法律により、蜜蜂に対して使用できる薬剤の用法、用量、使用者が遵守すべき基準が定められています。使用基準を守り、適正に使用する必要があります。

使用基準を守らず、出荷した蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、回収や廃棄の対象となります。

医薬品を使用したら、使用年月日等の使用記録を付けて保管してください。

VI 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年4月11日法律第35号）

本法律は、「飼料や飼料添加物の使用が原因となって、有害な畜産物が生産されたり、家畜等に被害が生じることを防止すること」が目的となっています。

飼料添加物の生産物中への残留や蜜蜂への被害を防止するため、使用方法が定められた飼料については、これらを遵守し適正に使用するとともに、記帳等により飼料の使用記録を残すことが大切です。

第3 蜜蜂の飼育

I 飼育形態の区分及び定義

1 業として蜜蜂を飼育しようとする者（養蜂業者）

蜜蜂又は蜂蜜、蜜ろう若しくはローヤルゼリー等を利益を得て譲渡することを目的とした蜜蜂飼育者は、養蜂業者に該当します。

また、趣味として蜜蜂を飼育し、自家消費できず余った蜂蜜等を販売をしている場合も養蜂業者に該当します。

なお、「利益を得て」には、直接の金銭収入以外の利益も含まれます。「譲渡」には貸出等も含まれます。さらに、自分で採蜜した蜂蜜を加工原料として使用し、商品を販売する場合も業者に該当します。

2 趣味として蜜蜂の飼育を行う者（趣味養蜂者）

蜜蜂、蜂蜜等を販売等に供しない場合（自家用）であって、1に該当しない者。

また、自家用に供する者が、蜜蜂の生産物を近所に無償配布する場合は、社会通念に照らして判断し、隣近所の付合いの範囲を超える場合は、養蜂業者に該当します。

3 農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂を飼育しようとする者（花粉受精）

自らの農作物等に花粉受精を行おうとする作付規模に対して妥当な数の蜜蜂を、花粉受精用のために必要な期間のみ飼育する場合で、花粉受精期間が終了した後に、焼却処分又は蜂群を養蜂業者に返還する場合。

ただし、次のいずれかの場合は1又は2に該当します。

- ・農作物の花粉受精に要する期間を越えて継続して飼育する場合
- ・蜜蜂を他の施設園芸等花粉受精用に供する農家へ販売、貸付等を行う場合
- ・花粉受精用だけでなく、採蜜を行う場合

「作付規模に対して妥当な数」とは？

イチゴ、なす、スイカ、メロンを単棟ハウスで栽培する場合、10aで1群程度

※1群：6000～8000匹

<http://bee.lin.gr.jp/new/PDF/H23engeika.pdf> を参照願います。

（出典 社団法人日本養蜂はちみつ協会）

4 密閉構造の飼育管理施設で蜜蜂の飼育しようとする者（試験研究用）

試験研究用に供するための飼育を言い、飼育管理設備内で蜜蜂育種改良や園芸作物の品種改良を行う場合

II 蜜蜂を飼育する者の責務

養蜂振興法

第五条

蜜蜂の飼育を行う者は、衛生的な飼養管理を行う等蜜蜂の適切な管理に努めるものとする。

1 法令の遵守

「業」であるか否かを問わず、蜜蜂を飼育する場合は、養蜂振興法第5条及び家畜伝染病予防法を遵守し、衛生的に飼育し、伝染病発生の予防及びまん延防止に努めなければなりません。

蜜蜂の病気の早期発見には、蜜蜂を注意深く観察することが重要となります。蜜蜂の病気は人への感染の心配はありませんが、家畜伝染病予防法に定められている腐蛆病に感染すると、発病群は法律に基づき焼却処分となる他、周辺の養蜂農家等に移動制限が生じるため、十分な注意が必要です。

上記の他、家畜伝染病予防法施行規則に定められている伝染病としてバロア病、ノゼマ病、アカリダニ症、チョーク病があり、発生が疑われる場合は、巣箱を設置している場所を管轄する家畜保健衛生所に遅滞なく連絡してください。

なお、病気の主な症状等については、次項のとおりです。

2 巣箱の管理等について

1を遵守するため、巣箱等の衛生的な管理に努めてください。

- (1) 巣箱の使用後は、水洗いし、病原菌温床の可能性のあるロウ等を丁寧に取り除き、火炎バーナーにより巣箱内部を消毒してください。
- (2) 巣脾（すひ）は、使用期間に比例して病原体を保持する可能性が高まるので、定期的に新しいものに交換してください（目安として3年）。
- (3) 自宅以外の場所へ設置する場合は、巣箱等に所有者、連絡先等を第三者が見て把握できるように表示してください。

3 動物用医薬品、飼料の使用等について

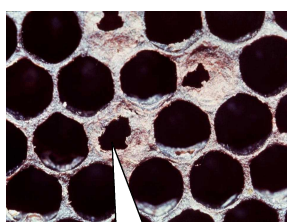
現在、日本で承認されている蜜蜂用医薬品は、腐蛆病用とバロア病用（ミツバチハギイタダニ）の薬剤のみとなっています。これらの医薬品については使用者が遵守すべき基準が定められています。使用に当たっては用法・用量、薬剤の使用期間を確認し、適切に使用し使用年月日等の記録を付けて保管するよう努めてください。

未承認の薬剤や蜜蜂への使用が承認されていない医薬品を使用することは、薬事法で禁じられているため、使用しないでください。

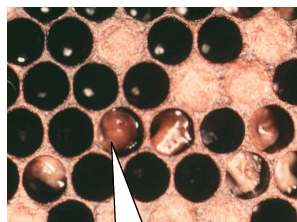
また、飼料を使用する場合、使用方法が定められた飼料については、その使用方法を遵守し適正に使用するとともに、記帳等により使用記録を残すようにしてください。

知っておきたい蜜蜂の病気

腐蛆病（法定伝染病）



巢蓋の小孔



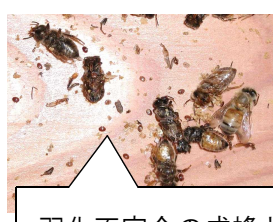
蜂児の死亡

- ・腐蛆病菌が感染して発生
- ・蜂児に感染し死亡
- ・蜂児が死亡・腐敗することによる巣箱の異臭（刺激・発酵臭）が特徴
- ・菌がいちど侵入すると感染を繰り返し全滅
- ・発生群は巣箱の焼却処分が基本

バロア病（届出伝染病）



腹部に寄生したダニ



羽化不完全の成蜂とダニ

- ・ミツバチヘギイタダニが感染し発生
- ・ダニの吸血による羽化不完全（成長不全）や蜂児の死亡が特徴

ノゼマ病（届出伝染病）



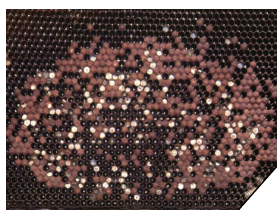
巣箱が糞で汚れることが多い

- ・ノゼマ原虫が腸管内に寄生・増殖により発生
- ・成虫は下痢をし、寿命が短くなる
- ・原虫がまん延すると蜂群が崩壊する可能性がある

アカリダニ症（届出伝染病）

- ・アカリダニが気管内に寄生・増殖することにより発生（秋～冬に多い）
- ・ダニは肉眼では観察できない
- ・ダニがたくさん寄生した働き蜂は飛ぶことができず、巣箱周辺で歩きまわりやがて死亡

チョーク病（届出伝染病）



巢門に出された死亡さなぎ



- ・アスコスフェラアピス（ハチノスカビ）が感染して発生
- ・さなぎがミイラ化して死亡
- ・さなぎが白いチョークのような色と硬さになるのが特徴

【写真の出典：玉川大学ミツバチ科学研究センターHP】

http://www.tamagawa.ac.jp/hsrc/contents/hsrc_top.htm

第4 蜜蜂飼育者の手続き

蜜蜂を飼育する際の手続きは、飼育をしようとする方の目的により異なります。西洋蜜蜂、日本蜜蜂の区分なく、養蜂振興法、岡山県蜜蜂転飼条例及びみつばちの腐蛆病のまん延防止に関する規則による手続きが必要です。

I 必要な手続き

以下、1～4のとおり各種手続きが必要となります。

1 事前調整

蜂群配置予定箇所周辺地域における蜂群の配置の確認等

2 飼育届

法第3条の規定に基づく届出【**蜜蜂飼育（変更）届：様式第1号**】

3 転飼許可申請

(1) 岡山県外から蜜蜂を転飼する場合

法第4条の規定に基づく許可申請【**蜜蜂転飼許可申請書：様式第2号**】

(2) 岡山県内で蜜蜂を転飼する場合

条例第3条及び4条に基づく申請【**蜜蜂転飼（変更）許可申請書：様式第3号**】

4 腐蛆病検査の受検

規則第3条に基づく受検検査申請【**腐蛆病検査申請書：様式第4号**】

◎表1 飼育形態別事務手続き

区 分	事前調整	飼育届	転飼許可 申 請	腐蛆病 検 査	伝染病発生 時の通報	適正な医薬 品の使用
	—	法	法・条例	規則	家伝法	薬事法
第3のIの1 (養蜂業者)	○	○	○	○	○	○
第3のIの2 (趣味養蜂)	○※	○	—	○	○	○
第3のIの3 (花粉受精)	—	—	—	○	○	○
第3のIの4 (試験研究)	—	—	—	○	○	○

法：養蜂振興法

条 例：岡山県蜜蜂転飼条例

規 則：みつばちの腐蛆病のまん延防止に関する規則

家伝法：家畜伝染病予防法

※新たな場所で飼育する場合のみ

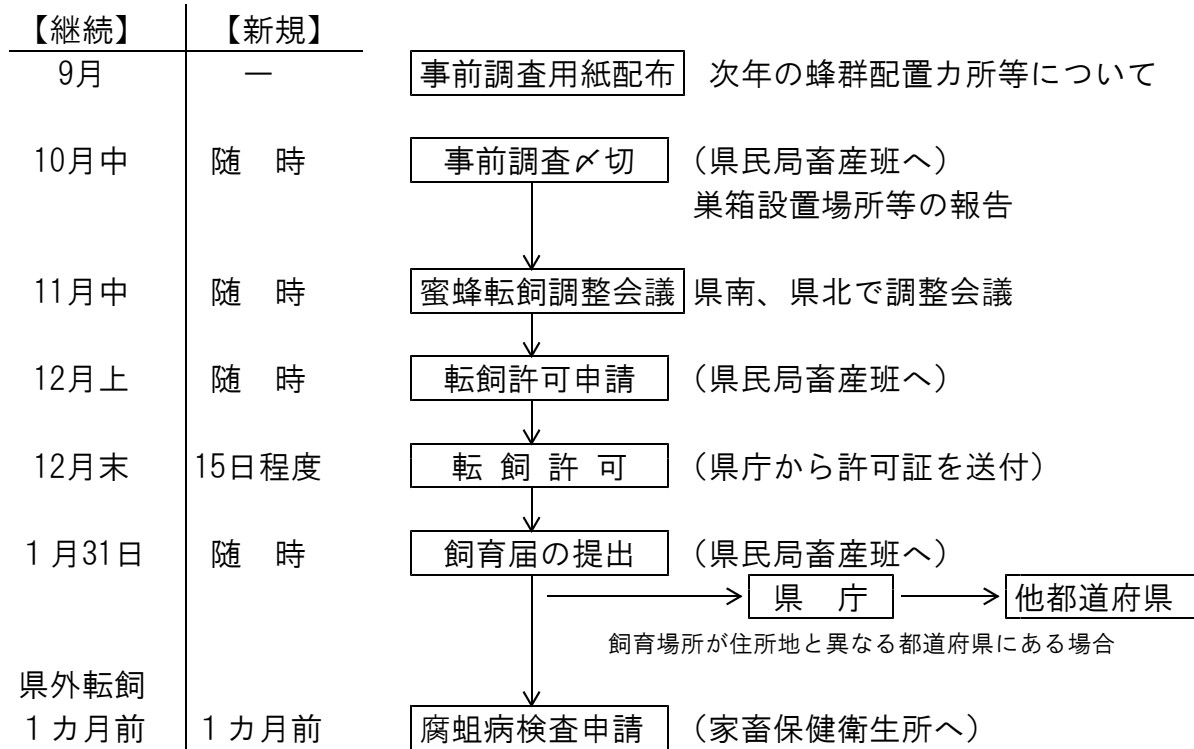
◎表2 提出書類の提出先及び期限

手 続	既に飼育している方	新たに飼育される方	提出先
事前調整	毎年10月中旬	蜜蜂飼育届、転飼許可申請書提出前	県民局畜産班 (ただし、岡山県養蜂組合連合会会員は、地区組合長を經由して県民局畜産班へ提出)
蜜蜂飼育届 " (変更)	毎年1月31日 変更後1ヶ月以内	随時 —	
転飼許可申請 県内転飼 " (変更) 県外からの転飼	転飼調整会議終了後 転飼開始の2カ月前 転飼調整会議終了後	随時 — 飼育開始の2カ月前	
腐蛆病検査 県外へ移出 県内に移入	移出前1ヶ月以内に受検 移入後検査証明書を直ちに提出	— 移入後検査証明書を直ちに提出	家畜保健衛生所
伝染病発生時の通報	遅滞なく届出	遅滞なく届出	
適正な医薬品の使用	事故があった場合 直ちに報告	事故があった場合 直ちに報告	

【留意事項】

- ア 届出は許認可ではありませんので、受理されても許可証等は発行されません。
- イ 郵送で届出書を提出する場合には、連絡先のわかるもの(名刺等)を同封してください。
- ウ 書類の差し替えをなるべくなくすため、届出の空白に捺印をお願いします。
- エ 提出書類は、コピー等の控えを取った上で、提出してください。

◎ 各種手続きフロー図



注：【継続】前年に引き続き飼育される方 【新規】新たに飼育される方

◎表3 問い合わせ先の住所等

飼育届・転飼許可申請等養蜂振興に関する問い合わせ先

飼育者の住所	問い合わせ先
岡山市・玉野市・備前市 瀬戸内市・赤磐市・和気町・吉備中央町	備前県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産班 〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1 電話(086)233-9828：直通
倉敷市・総社市・笠岡市 井原市・高梁市・浅口市 早島町・矢掛町・里庄町	備中県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産第一班 〒710-8530 倉敷市羽島1083 電話(086)434-7033：直通
新見市	備中県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産第二班 〒718-8550 新見市高尾2400 電話(0867)72-9166：直通
津山市・美作市・鏡野町 勝央町・奈義町・西粟倉村・久米南町・美咲町	美作県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産第一班 〒708-8506 津山市山下53 電話(0868)23-1310：直通
真庭市、新庄村	美作県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産第二班 〒717-8501 真庭市勝山591 電話(0867)44-7564：直通

腐蛆病に関する検査・証明及び伝染病等衛生に関する問い合わせ先

飼育者の住所	問い合わせ先
岡山市・玉野市・備前市 瀬戸内市・赤磐市・和気町・吉備中央町	岡山家畜保健衛生所 家畜保健衛生課 〒709-2123 岡山市北区御津河内2770-1 電話(0867)24-3880：直通
倉敷市・総社市・笠岡市 井原市・浅口市・早島町 矢掛町・里庄町	井笠家畜保健衛生所 〒714-1225 小田郡矢掛町浅海345 電話(0866)84-8221：直通
高梁市・新見市	高梁家畜保健衛生所 〒719-2122 高梁市高倉町田井860 電話(0866)22-2077：直通
津山市・美作市・鏡野町 勝央町・奈義町・西粟倉村・久米南町・美咲町	津山家畜保健衛生所 〒708-1117 津山市草加部547-8 電話(0868)29-0040：直通
真庭市、新庄村	真庭家畜保健衛生所 〒717-0013 真庭市勝山1884-16 電話(0867)44-2231：直通

1 事前調整

新たな場所で飼育を計画される場合は、趣味で養蜂を行う場合であっても、家畜伝染病のまん延防止や既存養蜂業者との蜜源の競合を防ぐため、事前に調整が必要な場合があります。

また、既に県内で飼育をしている養蜂業者は、事前調整が必要です。

(1) 新規に県内で飼育を開始しようとする業者、趣味で養蜂をする者

ア 巣箱設置予定場所の正確な位置を確認

巣箱設置予定場所の正確な土地地番等を市町村で確認してください。自己所有地でない場合は、地権者とよく相談した上、土地の使用について承諾を得てください。

イ 設置予定場所の環境の確認

周囲住民等への十分な配慮が必要です。特に次について注意してください。

(ア) 蜜蜂の脱糞による糞害や蜂群周辺の住民が蜜蜂に刺され、損害賠償問題に発展する可能性もあるため、住宅密集地等への配置には注意が必要です。

(イ) 家畜伝染病予防の観点から、「風通しのよい」場所を選定してください。

なお、(ア)によりトラブルが発生した場合、苦情申立者と蜜蜂飼養者が直接話し合いを持たなければなりませんので、巣箱の設置場所には十分注意してください。

ウ 既存の養蜂業者との調整

設置予定場所の周辺に既存の養蜂業者が巣箱を設置していないか確認をお願いします。

また、新規に県内で飼育を開始しようとする業者で、巣箱を多数設置する場合は、県が開催する蜜蜂転飼調整会議で転飼調整委員が蜂群の配置を調整する場合があります。

いずれも場合も、飼育前に住所地を管轄する県民局畜産班へ問い合わせてください。

(2) 既に県内で飼育している養蜂業者

ア 同上

イ 同上

ウ 事前調査

毎年9月に翌年の飼育計画を県が調査しますので、調査票を提出してください。

その後、県が開催する転飼調整会議で転飼調整委員が蜂群の配置を調整します。

調整により希望どおり配置することができない場合がありますので、ご了承ください。

2 飼育の届出

養蜂振興法

第三条（蜜蜂飼育の届出）

蜜蜂の飼育を行う者は、農林水産省令の定めるところにより、毎年、その住所地を管轄する都道府県知事に次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。ただし、業として蜜蜂の飼育を行う者（以下「養蜂業者」という。）以外の者が蜜蜂の飼育を行う場合であつて、農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合その他の蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

養蜂振興法施行規則

第一条（届出）

養蜂振興法（以下「法」という。）第三条第一項の規定による届出は、毎年一月三十一日までにしなければならない。

2 法第三条第一項ただし書に規定する農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合
- 二 密閉構造の飼育管理設備で蜜蜂の飼育を行う場合
- 三 反復利用が可能な蜂房を利用しないで蜜蜂の飼育を行う場合であつて、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと都道府県知事が認める場合

（1）蜜蜂飼育届に関する記載事項等

ア 届出年月日

・各県民局へ提出する日付を記載してください。

イ 氏名又は名称及び代表者氏名

・法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。工場長、支店長等の個人名での申請はできません。

・申請書の印は、個人の場合、自筆で署名される方は不要です。法人の場合、法人の印（社印）と代表者印を押印してください。

ウ 電話番号

エ 1月1日現在の蜜蜂飼育状況

・1月1日現在に所有する全ての蜂群について、飼育場所及び飼育蜂群数を記載してください。

・飼育場所は、地番まで記載してください。

・県外で飼育している場合も飼育場所及び飼育蜂群数を記載してください。

オ 蜜蜂飼育計画

・1月1日から12月31日まで1年間に飼育する全て場所、花粉受精のための場所（予定を含む。）について、群の増減を含め記載してください。

・1月1日現在、蜂群数が0群であっても、12月31日までの間に蜂群を飼育す

る場合は、飼育状況欄に0群と記載し、飼育計画欄に飼育予定最大計画蜂群数を記載してください。

- ・ 県外で飼育する計画についても飼育場所等及び群数について記載してください。
- ・ 記載欄が 不足する場合、【別紙1-1】及び【別紙1-2】を用いてください。

カ 計画蜂群数について

- ・ 期間中最大になる蜂群数を記載してください。

(2) 蜜蜂飼育届出事項変更届

(1) により届け出た飼育計画において、次の事項に変更があった場合は、変更後1ヶ月以内に届出が必要です。

- ア 氏名又は名称及び住所
- イ 飼育予定最大蜂群数
- ウ 飼育の場所及びその期間

なお、記載については、変更カ所が把握できるよう変更前計画を上段()書で、下段に変更後の計画を記載してください。

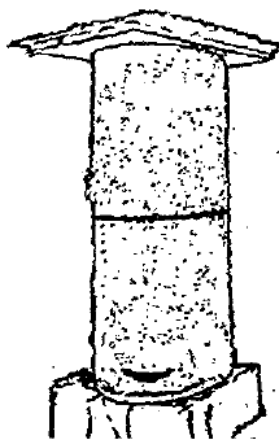
(3) 届出の対象外

養蜂業者以外の者であって、次の場合、届出の必要はありません。

- ア 花粉受精用のみで蜜蜂を飼育する場合
- イ 密閉空間で試験研究用で飼育する場合
- ウ 野生の蜜蜂を観察し、その蜂群から採蜜を行う場合

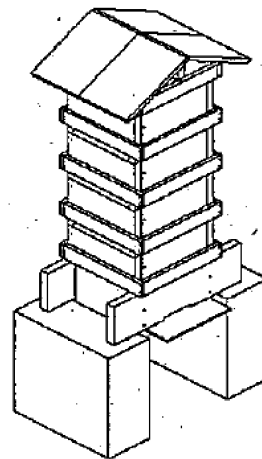
※但し、本県では「反復利用可能な蜂房を利用しない(自然巣洞、重箱式)」飼育方法であっても届出が必要となります。

【参考:反復利用可能な蜂房を利用しない飼育方法】



＜自然巣洞＞

丸太を切り抜き、その空間に日本蜜蜂を誘引し、自然巣を作らせる方法



＜重箱式＞

貯蜜巣を切り離し易くするため、巣箱を重箱のように積み重ね、その内部に日本蜜蜂を誘引し、自然巣を作らせる方法

(4) その他

受理した飼育届に記載された内容については、関係法令に基づき適正に管理し、蜂群の適正配置又は防疫その他養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用します。

(5) 様式第1号記載例

【様式第1号】

蜜 蜂 飼 育 届
(蜜 蜂 飼 育 変 更 届) 捨印

平成〇〇年 × 月〇〇日

微細な誤字、脱字があった場合、当方で修正するため、出来るだけ押印願います

岡山県知事 伊原木 隆太 様

住所 岡山県〇〇市××町・・・・

氏名又は名称 (法人の場合には、その名称及び代表者氏名)

及び代表者氏名 岡 山 太 郎 印

電話番号 ×××-〇〇〇-△△△

備考(1)のとおり自筆の場合、押印省略出来ます。

養蜂振興法第3条第1項(又は第3項)の規定により下記のとおり蜜蜂飼育届(蜜蜂飼育変更届)を提出をします。

記

1 平成〇〇年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	左の土地所有者名	蜂群数
〇〇市××町123	岡山太郎	5群
・飼育場所は、必ず地番まで記入してください。 ・土地所有者についても必ず記入してください。		

2 平成 年蜜蜂飼育計画

1月1日現在で蜂群数が「0群」であっても、当該年に飼育計画がある場合は、飼育場所を記入してください。

飼育場所	左の土地所有者名	飼育予定最大計画蜂群数	飼育期間
〇〇市××町123	岡山太郎	5群	1月1日 ~ 12月31日
××市△△町987	倉敷花子	5群	4月15日 ~ 5月15日
●●県▲▲市123	香川次郎	20群	2月1日 ~ 4月1日
(注) 県外に転飼する計画の場合も飼育場所等を記載してください。			

3 その他 いずれかに○を付ける。

- ①養蜂業者 ②趣味で飼育

備考

- (1)氏名を自筆する場合、押印を省略することができる。
- (2)飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること
- (3)飼育場所は、字、番地まで記入すること
- (4)記入欄が不足する場合、別紙に記入すること
- (5)本届に記載された内容については、蜂群配置調整又は防疫その養蜂振興に必要な範囲においてのみ利用する。
- (6)届出内容に不備のないよう記入すること

畜産課受付	県民局受付
上記1, 2で欄が不足する場合は、別紙1-1、1-2を用いて記載してください。	

【変更の場合】

【様式第1号】

蜜 蜂 飼 育 届
 (蜜 蜂 飼 育 変 更 届) 捨
印 平成〇〇年 × 月〇〇日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

計画変更後、1ヶ月以内の日付

住 所 岡山県〇〇市××町・
 氏名又は名称 (法人の場合には、その名称及び代表者氏名)
 及び代表者氏名 岡 山 太 郎 印
 電話番号 ×××-〇〇〇-△△△

養蜂振興法第3条第1項(又は第3項)の規定により下記のとおり蜜蜂飼育届(蜜蜂飼育変更届)を提出をします。

記

1 平成〇〇年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所	左の土地所有者名	蜂 群 数
〇〇市××町123	岡山太郎	5群

2 平成 年蜜蜂飼育計画

・既に提出した内容と変更した場合、変更前を()書で上段に記載し、下段に変更後の計画を記載。

飼 育 場 所	左の土地所有者名	飼育予定最大 計画蜂群数	飼育期間
〇〇市××町123	岡山太郎	(5群) 10群	1月1日 ~ 12月31日
××市△△町987	倉敷花子	5群	(4月15日) ~ (5月15日) 5月15日 ~ 6月15日
△△町××777	美作黒史	15群	5月15日 ~ 12月31日
新たに飼育計画力所を増やす場合は、そのまま記載してください。			
●●県▲▲市123	香川次郎	20群	2月1日 ~ 4月1日

3 その他 いずれかに○を付ける。

- ①養蜂業者 ②趣味で飼育

備考

- (1)氏名を自筆する場合、押印を省略することができる。
- (2)飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること
- (3)飼育場所は、字、番地まで記入すること
- (4)記入欄が不足する場合、別紙に記入すること
- (5)本届に記載された内容については、蜂群配置調整又は防疫その
 養蜂振興に必要な範囲においてのみ利用する。
- (6)届出内容に不備のないよう記入すること

畜産課受付	県民局受付

3 転飼許可申請

岡山県では蜂群の適正配置及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、岡山県外からの転飼養蜂及び岡山県内での転飼養蜂については、法第4条及び条例第3条に基づき、次のとおりとしています。

養蜂振興法

第四条（転飼養蜂の規制）

養蜂業者は、他の都道府県の区域内に転飼しようとするときは、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

第八条（蜂配置の適正等を図るための都道府県の措置等）

都道府県は、当該都道府県の区域における蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜜蜂の飼育状況及び蜜源の状態の把握、蜂群配置に係る調整、転飼の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

岡山県蜜蜂転飼条例

第三条（許可）

県内において、業として蜜蜂の飼育を行う者が転飼をしようとする場合は、次の事項を記載した申請書を知事に提出して、許可を受けなければならない。

（1）県外転飼

養蜂業者で、県外から蜜蜂等を県内に移入する場合は、法律に基づく「転飼」であり、知事の定める日までに転飼許可申請が必要です。

県内から県外へ蜜蜂等を移出する場合は、移出予定都道府県の転飼許可が必要となりますので、該当する都道府県の指示に従ってください。

なお、蜜蜂を飼育する者が、県外養蜂業者等から蜜蜂等を購入する場合は、法に基づく転飼ではないので、転飼許可申請の必要はありませんが、規則に基づき県外養蜂業者の住所地を管轄する家畜保健衛生所の腐蛆病検査証明書が必要となります。

ただし、県外から購入し、その蜜蜂等を飼育予定者の住所地以外の場所に配置する場合、「県内転飼」となるため、（2）のとおり手続きが必要となります。

ア 県外転飼許可申請書に関する記載事項等

（ア）氏名又は名称及び代表者氏名

- ・ 法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載して下さい。工場長、支店長等の個人名での申請はできません。
- ・ 申請書の印は、個人の場合、自筆で署名される方は不要です。法人の場合、法人の印（社印）と代表者印を押印してください。

（イ）通信連絡先

（ウ）転飼しようとする場所

- ・ 転飼をしようとするすべての場所を地番まで記載してください。

なお、すべての場所について事前調整（第4-I-1記載）がなされている必要があります。

- ・欄が不足する場合は「別紙のとおり」とし、【別紙2】に記載してください。
- (イ) 転飼をしようとする場所の土地所有者
 - ・土地所有者の氏名を記載してください。
 - ・自己所有地でない場合は、事前調整により地権者の承諾を得る必要があります。
- (ロ) 蜂群数
 - ・飼育しようとする場所ごとに年間の最大蜂群数を記載してください。
- (ハ) 転飼期間
 - ・飼育をしようとする期間を記載してください。
- (ニ) 飼養管理者住所氏名
 - ・飼養管理する者の住所及び氏名を記載してください。
- (ホ) 添付資料
 - ・新たな場所に蜂群を配置する場合、巣箱の位置を示した住宅地図等の書類を添付してください。
- (ヘ) 手数料
 - ・1蜂群につき150円の岡山県収入証紙を貼付してください。
 (地方公共団体の手数料の標準に関する政令、岡山県農林水産関係手数料徴収条例)
 - ただし、金額が2,300円を超える時は、2,300円になります。

例) 転飼をしようとする蜂群数が10群の場合 . . . 1,500円
転飼をしようとする蜂群数が20群の場合 . . . 2,300円

イ 様式第2号記載例 次項のとおり

【様式第2号】

岡山県収入証紙
(消印を押さないこと)

県外から岡山県へ蜂群を移入する場合に必要な申請書

蜜蜂転飼許可申請書

平成 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

本 籍 地
住 所 岡山県×市○町123

通 信 連 絡 先 090-○○××-△△△△

氏名又は名称 岡山治郎
及び代表者氏名

下記のとおり転飼したいので許可願いたく養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者	最大計画蜂群数	転飼期間	飼養管理者住所氏名
岡山県○市×町432	岡山治郎	30	3月10日から 4月1日まで	岡山県×市○町 123 岡山治郎
記入欄が不足する場合、【別紙2】を用いて記載してください。			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
備考				

注 (1) 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(2) 転飼しようとする場合は、字、地番まで記入すること。

(2) 県内転飼

養蜂業者が、自宅又は本社の住所地番でない場所で蜜蜂を飼育する場合、条例に基づく転飼許可申請が必要です。

なお、趣味養蜂者は転飼許可申請の必要はありませんが、蜂群配置の時期により事前調整を行った上で、前項の蜜蜂飼育届の提出が必要となる場合があります。

ア 県内転飼許可申請書に関する記載事項等

(ア)～(ケ)については県外転飼と同様です。

(ケ)手数料

- ・ 条例第5条第2項により、1群150円を転飼蜂群数（年間の最大蜂群数）に乗じた額の岡山県収入証紙を貼付してください。

例) 転飼をしようとする蜂群数が10群の場合・・・1,500円 転飼をしようとする蜂群数が30群の場合・・・4,500円

イ 県内転飼変更許可申請書に関する記載事項等

(ア)～(ケ)については、県外転飼に準じて記載してください。

変更とは、蜂群数及び転飼場所が増える場合を言い、記載については、蜂群数、転飼場所がわかるよう変更前計画を上段（ ）書で、下段に変更後の計画を記載してください。

なお、手数料は、1群150円を当初計画より増えた蜂群数に乗じた額の岡山県収入証紙を貼付してください。

ウ 様式第3号記載例 次項のとおり

【様式第3号】

岡山県収入証紙
(消印を押さないこと)

県内で転飼する場合に必要な申請書

蜜蜂転飼(変更)許可申請書

平成 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

本 籍 地 岡山県×市○町123
住 所

通 信 連 絡 先 090-○○××-△△△△

氏名又は名称 岡山治郎
及び代表者氏名

下記のとおり転飼したいので許可願いたく、岡山県蜜蜂転飼条例第3条(又は第4条)の規定により申請します。

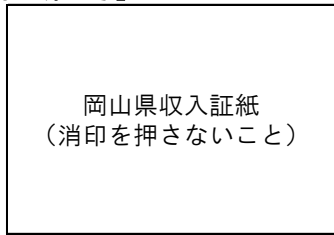
記

転飼しようとする場所	左の土地所有者	最大計画蜂群数	転飼期間	飼養管理者住所氏名
○市×町12	美作三郎	20	4月30日～5月31日	岡山県×市○町123 岡山治郎
△市◎町34	備中四郎	30	1月1日～12月31日	岡山県×市○町123 岡山治郎
備考	記入欄が不足する場合、【別紙2】を用いて記載してください。			

- 注 (1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
(2) 転飼しようとする場合は、字、地番まで記入すること。
(3) 変更前を上段、変更後を下段に記入すること。
(4) 変更の場合は、備考欄に変更事由を記入すること。

【変更の場合】

【様式第3号】



蜜蜂転飼(変更)許可申請書

平成 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

本 籍 地 岡山県×市○町123
住 所

通 信 連 絡 先 090-○○××-△△△△

氏名又は名称 岡山治郎
及び代表者氏名

下記のとおり転飼したいので許可願いたく、岡山県蜜蜂転飼条例第3条
(又は第4条)の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者	最大計画蜂群数	転飼期間	飼養管理者住所氏名
○市×町12	美作三郎	(3) 0	(4月30日~12月31日) 4月30日~5月31日	岡山県×市○町 123 岡山治郎
×市△町777	新見五郎	(0) 3	6月1日~12月31日	岡山県×市○町 123 岡山治郎
備考				

- 注 (1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
(2) 転飼しようとする場合は、字、地番まで記入すること。
(3) 変更前を上段、変更後を下段に記入すること。
(4) 変更の場合は、備考欄に変更事由を記入すること。

4 腐蛆病検査の受検申請

みつばちの腐蛆病のまん延防止に関する規則

第二条（移入の制限）

みつばち等を県内に移入しようとする者は、当該みつばち等について移入直前の飼育地を管轄する家畜保健衛生所長が発行した腐蛆病について異常のない旨を記載した検査証明書又は家畜防疫官が発行した輸入検疫証明書を有しなければならない。

第三条（移出の制限）

みつばち等を県外に移出しようとする者は、移出の日前一箇月以内に当該みつばち等について家畜保健衛生所長の腐蛆病検査を受けなければならない。

1 県外（海外）から移入

県外又は海外から蜜蜂等を移入又は購入する場合、移入直前の飼育地を所管する家畜保健衛生所が発行した腐蛆病検査証明書又は家畜防疫官が発行した輸入検疫証明書が必要です。飼育地を管轄する家畜保健衛生所へ問い合わせてください。

岡山県へ移入後、腐蛆病検査証明書又は輸入検疫証明書（写）を住所地を管轄する家畜保健衛生所へ遅滞なく提出してください。

2 県外へ移出

県外へ蜜蜂等を移出する場合、住所地を管轄する家畜保健衛生所が実施する腐蛆病検査を受検し検査証明書の交付を受け、かつ巣箱ごと腐蛆病検査済書を貼付ける必要があります。

（1）腐蛆病検査申請書に関する記載事項

ア 申請者住所、氏名

- ・法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。工場長、支店長等の代理人名での申請はできません。
- ・申請書の印は、個人の場合、自筆で署名される方は不要です。法人の場合、法人の印（社印）と代表者印を押印してください。

イ 所有者の住所及び氏名

- ・移出しようとする蜂群を所有する者の住所及び氏名を記載してください。

ウ 管理者の住所及び氏名

- ・現在、飼養管理している者の住所及び氏名を記載してください。

エ 飼育蜂群数及び箱数

- ・移出しようとする蜂群数及び箱数を記載してください。

オ 検査の場所及び滞在期間

- ・巣箱の設置場所（地番まで）と設置から移出までの期間を記載してください。

カ 移出先

- ・移出先で巣箱を設置する場所を地番まで記載してください。

キ 移出年月日

- ・岡山県から移出する年月日を記載してください。

ク 発送地（駅）名

- ・ 鉄路の場合は発送する駅名を、陸路（自動車）の場合は現在、巣箱を設置している場所を大字まで記載してください。

ケ 輸送方法

- ・ 空路、鉄路、陸路の別を記載してください。

コ 岡山県内の移動経路

- ・ 現在の設置場所から県域までの移動経路を順に記載してください。

サ 岡山県外の移動経路

- ・ 県域から設置予定場所までの移動経路を順に記載してください。

シ 手数料

- ・ 1 蜂群につき60円の検査手数料と証明書交付手数料230円の合計を岡山県収入証紙で貼付してください。

例) 移出しようとする蜂群数が10群の場合

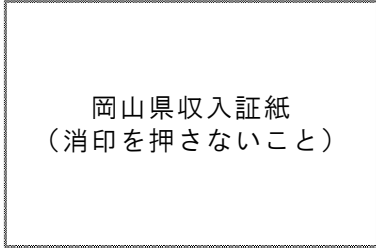
$$60円 \times 10 \text{蜂群} + \text{証明書交付手数料} 230円 = 830円$$

移出しようとする蜂群数が50群の場合

$$60円 \times 50 \text{蜂群} + \text{証明書交付手数料} 230円 = 3,230円$$

(2) 様式第4号記載例 次項のとおり

【様式第4号】



腐 蛆 病 検 査 申 請 書

平成 年 月 日

岡山県△△△家畜保健衛生所長 殿

申請者住所 ○市×町888

氏 名 岡山太郎

みつばちの腐蛆病のまん延防止に関する規則（昭和48年岡山県規則第70条）第3条第1項の規定による腐蛆病の検査を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 所有者の住所及び氏名 ○市×町888
岡山太郎
- 2 管理者の住所及び氏名 ○市×町888
岡山太郎
- 3 飼育ほう群数及び箱数 飼育ほう群数 30群
箱数 30箱
- 4 検査の場所及び滞在期間 ×市△町333
平成・・・年・・・月・・・日～平成・・・年*・・・月*・・・日
- 5 移出

移出先	移出年月日	発送地(駅名)	輸送方法
○県×市222	*・・・月*・・・日	×市△町	陸路(自家用車)

- 6 岡山県内の移動方法
×市△町333 → 山陽自動車道(■●IC) → 瀬戸中央自動車道
- 7 岡山県外の移動方法
瀬戸中央自動車道(●●IC) → ××自動車道(▲▲IC) → ○県×市222

第5 立入検査

養蜂振興法

法第九条

都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十二条 第四条第一項又は第七条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十三条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第十四条 第三条第一項又は第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

I 報告及び立入検査

本県では、飼養場所や衛生状況の確認等のため、職員が養蜂業者に立入検査を行う場合があります。また、養蜂業者以外の者でも同様に確認を行うことがあります。

II 身分証明書

【様式5号】とする。

第6 生産物の表示

養蜂振興法

第七条

蜂蜜を精製（脱色、脱臭、濃縮又は添加物の添加をいう。以下同じ。）して販売することを業とする者は、蜂蜜を販売するときは、農林水産省令の定めるところにより、その容器に添加物の有無及び添加物を添加したときはその種類及び割合を表示しなければならない。

2 蜂蜜の販売を業とする者は、容器に前項の規定による表示のある蜂蜜でなければこれを販売してはならない。

養蜂振興法施行規則

第五条

法第七条第一項の規定による表示は、一缶又は一瓶ごとに、同項の規定により表示すべき事項を記載した証紙又はレーベルを、容器の見やすい箇所に貼り付けてしなければならない。

I 蜂蜜を精製して販売することを業とする者

採取した蜂蜜を精製して販売する行為を業として継続反覆して行う者をいいます。

II 蜂蜜の販売を業とする者

精製された蜂蜜の販売を業とする者をいいます。

従って、採取した蜂蜜をそのまま販売することを業とする者及びこの者から採取した蜂蜜を買い受けて、精製することなしに他に転売する者には本条は適用されませんが、本法以外に「食品衛生法」など次のような関係法令がありますので、確認が必要です。

III 関係法令

- 1 飲食に起因する衛生上の危害の防止を目的とする「食品衛生法」
- 2 一般消費者の適切な商品選択を目的とする「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」
- 3 不当な顧客誘引を防止し、一般消費者の利益の保護を目的とする「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」

本法に基づき、（一社）全国はちみつ公正取引協議会は、公正取引委員会から景品表示法第11条に基づいて認定された「はちみつ類の表示に関する公正競争規約」というルールを定めています。

- 4 適正な計量の確保を目的とする「計量法」
- 5 国民の栄養の改善、健康の保持増進を目的とする「健康増進法」
- 6 医薬品以外の物に対して医薬品的な表現を規制している「薬事法」

<<参考：「暮らしに役立つ食品表示ハンドブック」から抜粋>>

【表示例】

ハニーちゃん 純粋はちみつ

品名	はちみつ
原材料名	はちみつ（中国、アルゼンチン、その他）
内容量	1000g
賞味期限	枠外下部に記載
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください。
製造者	〇〇株式会社ABC 埼玉県〇〇市〇〇町〇〇

採蜜国が3カ国以上にわたるときは、3番目以降の採蜜国の表示を「その他」とすることができます。

【表示のポイント】

はちみつ類の表示には加工食品品質表示基準のほか公正競争規約で次のような制限があります。

- 1 原材料のはちみつについて、採蜜国を記載します。
- 2 「精製はちみつ」とは、はちみつから臭い、色等を取り除いたもので、規格に定める組成基準に適合したものです。精製はちみつを加えた場合は、商品名にその旨を併記し、使用割合を表示します。
- 3 「加糖はちみつ」は、はちみつに異性化液糖等を加えたもので、はちみつの含有量が重量の60%以上のもの。加糖はちみつを加えた場合は、商品名にその旨を併記し、使用割合を表示します。
- 4 「巣はちみつ」を加えた場合は、商品名にその旨を併記します。
- 5 ビタミン、花粉、香料、果汁又はローヤルゼリー等を添加したものは、名称の「はちみつ」等の文字の表示の前に「〇〇添加」と記載します。
- 6 特定の表示
 - (1) 「純粋」「天然」「ピュア」その他これと類似の意味内容を表示する場合は、「純粋」「Pure」という文言に統一する。
(精製はちみつを使用したものや、加糖はちみつなど添加物を含むものには表示できません。)
 - (2) 「国産」と表示する場合は原料蜜のすべてが国内で採蜜されたものであること。
 - (3) 採蜜源の花名を表示する場合は、すべて又は大部分を当該花から採蜜し、その花の特徴を有するものであって、かつ採蜜国名を表示すること。

第7 罰則

養蜂振興法

第十二条 第四条第一項又は第七条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十三条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第十四条 第三条第一項又は第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

岡山県蜜蜂転飼条例

第七条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、二万円以下の罰金に処する。

- 一 前条の規定による命令に従わない者
- 二 虚偽の事項を記載して第三条第一項又は第四条第一項の規定による許可を受けた者

I 養蜂振興法に関する罰則

- 1 県外転飼手続き及び生産物の表示に違反した場合、立入検査に関して、報告等を怠った場合、罰金が科せられます。
- 2 飼育届を提出しない、虚偽の届出をした場合、過料が科せられます。

II 岡山県蜜蜂転飼条例に関する罰則

- 1 条例に規定されている内容の違反、虚偽の記載をして許可を受けた場合、罰金が科せられます。

第8 各種様式

【様式第1号】

蜜 蜂 飼 育 届
(蜜 蜂 飼 育 変 更 届)



平成 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名
電話番号

養蜂振興法第3条第1項（又は第3項）の規定により下記のとおり蜜蜂飼育届（蜜蜂飼育変更届）を提出をします。

記

1 平成 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所	左の土地所有者名	蜂群数

2 平成 年蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所	左の土地所有者名	飼育予定最大 計画蜂群数	飼育期間
			/ ~ /
			/ ~ /
			/ ~ /
			/ ~ /

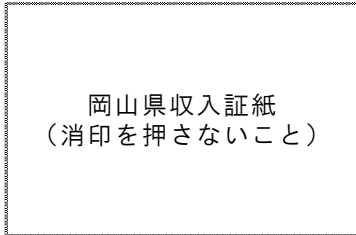
3 その他 いずれかに○を付ける。 ①養蜂業者 ②趣味で飼育

備考

- (1) 氏名を自筆する場合、押印を省略することができる。
- (2) 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること
- (3) 飼育場所は、字、番地まで記入すること
- (4) 記入欄が不足する場合、別紙に記入すること
- (5) 本届に記載された内容については、蜂群配置調整又は防疫その
養蜂振興に必要な範囲においてのみ利用する。
- (6) 届出内容に不備のないよう記入すること

畜産課受付	県民局受付

【様式第2号】



蜜蜂転飼許可申請書

平成 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

本 籍 地
住 所

通 信 連 絡 先

氏名又は名称
及び代表者氏名

下記のとおり転飼したいので許可願いたく養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

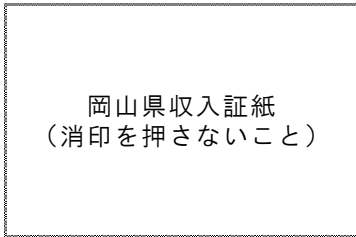
記

転飼しようとする場所	左の土地所有者	最大計画蜂群数	転飼期間	飼養管理者住所氏名
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
備考				

注 (1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(2) 転飼しようとする場合は、字、地番まで記入すること。

【様式第3号】



蜜 蜂 転 飼 (変 更) 許 可 申 請 書

平成 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

本 籍 地
住 所

通 信 連 絡 先

氏 名 又 は 名 称
及 び 代 表 者 氏 名

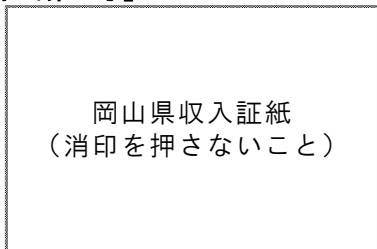
下記のとおり転飼したいので許可願いたく、岡山県蜜蜂転飼条例第3条（又は第4条）の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者	最大計画蜂群数	転飼期間	飼養管理者住所氏名
備考				

- 注 (1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
(2) 転飼しようとする場合は、字、地番まで記入すること。
(3) 変更の場合、変更前を上段、変更後を下段に記入すること。
(4) 変更の場合は、備考欄に変更事由を記入すること。

【様式第4号】



腐 蛆 病 検 査 申 請 書

平成 年 月 日

岡山県 家畜保健衛生所長 殿

申請者住所

氏 名

みつばちの腐蛆病のまん延防止に関する規則（昭和48年岡山県規則第70条）第3条第1項の規定による腐蛆病の検査を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 所有者の住所及び氏名
- 2 管理者の住所及び氏名
- 3 飼育ほう群数及び箱数
- 4 検査の場所及び滞在期間
- 5 移出

移出先	移出年月日	発送地(駅名)	輸送方法

- 6 岡山県内の移動方法
- 7 岡山県外の移動方法

【様式第5号】

(表)

<p>養蜂振興法第九条第一項の規定による 立入検査を行う職員の身分証明書</p>	<p>(罰則)</p> <p>第十三条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。</p>
--	---

(裏)

<p>養蜂振興法（抄） （報告及び立入検査）</p> <p>第九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>二 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならぬ。</p> <p>三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;"> 都道府県 知事印 </td> <td style="width: 70%;"> 氏名 </td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;"> 写 真 </td> <td style="width: 70%;"> 生年月日 </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p>	都道府県 知事印	氏名	写 真	生年月日
都道府県 知事印	氏名				
写 真	生年月日				

第9 参考資料

I 養蜂振興法

(昭和三十年八月二十七日法律第百八十号)

最終改正：平成二四年六月二七日法律第四五号

(目的)

第一条 この法律は、養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等に鑑み、蜜蜂の群（以下「蜂群」という。）の配置を適正にする等の措置を講じて、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の蜜蜂による生産物の増産を図り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「転飼」とは、蜂蜜若しくは蜜ろうの採取又は越冬のため蜜蜂を移動して飼育することをいう。

(蜜蜂の飼育の届出)

第三条 蜜蜂の飼育を行う者は、農林水産省令の定めるところにより、毎年、その住所地を管轄する都道府県知事に次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。ただし、業として蜜蜂の飼育を行う者（以下「養蜂業者」という。）以外の者が蜜蜂の飼育を行う場合であつて、農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合その他の蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所

二 蜂群数

三 飼育の場所及びその期間

四 その他農林水産省令で定める事項

2 前項ただし書の農林水産省令は、各都道府県における養蜂の実情その他の事情を勘案して定めるものとする。

3 第一項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、農林水産省令の定めるところにより、その旨を同項の都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出を受けた場合において、当該届出の内容に他の都道府県の区域を飼育の場所とするものがあるときは、農林水産省令の定めるところにより、当該届出の内容を当該他の都道府県の知事に通知しなければならない。

(転飼養蜂の規制)

第四条 養蜂業者は、他の都道府県の区域内に転飼しようとするときは、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の許可には、転飼の場所、蜂群数その他の事項について条件を付することができる。

(蜜蜂の適切な管理)

第五条 蜜蜂の飼育を行う者は、衛生的な飼養管理を行う等蜜蜂の適切な管理に努めるものとする。

2 都道府県は、蜜蜂の適切な管理が確保されるよう、蜜蜂の管理に関する指針の策定及び周知その他の必要な措置を講ずるものとする。

(蜜源植物の保護増殖)

第六条 蜜源植物を植栽、除去又は伐採しようとする者は、その目的に反しない限りにおいて、蜜源植物の増大を旨としてこれを行わなければならない。

2 国及び地方公共団体は、蜜源植物の病虫害の防除及び蜜源植物の増殖に係る活動への支援その他の蜜源植物の保護及び増殖に関し必要な施策を講ずるものとする。

(表示)

第七条 蜂蜜を精製(脱色、脱臭、濃縮又は添加物の添加をいう。以下同じ。)して販売することを業とする者は、蜂蜜を販売するときは、農林水産省令の定めるところにより、その容器に添加物の有無及び添加物を添加したときはその種類及び割合を表示しなければならない。

2 蜂蜜の販売を業とする者は、容器に前項の規定による表示のある蜂蜜でなければこれを販売してはならない。

(蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等)

第八条 都道府県は、当該都道府県の区域における蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜜蜂の飼育の状況及び蜜源の状態の把握、蜂群配置に係る調整、転飼の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県は、前項の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、養蜂業者、養蜂業者が組織する団体その他の関係者に対し、蜜蜂の飼育の状況並びに蜜蜂の譲渡及び貸出しの状況の把握に関し、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

(報告及び立入検査)

第九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(農林水産大臣の報告聴取及び勧告)

第十条 農林水産大臣は、養蜂の振興のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、蜜源の状態、蜂群数その他必要な事項に関し、報告を求めることができる。

2 農林水産大臣は、蜂群配置の適正を期するため必要があると認めるときは、転飼養蜂の規制に関し、都道府県知事に勧告をすることができる。

(助成)

第十一条 政府は、養蜂業者に対し、予算の範囲内において、養蜂業の振興のため必要な補助金を交付することができる。

(罰則)

第十二条 第四条第一項又は第七条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十三条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第十四条 第三条第一項又は第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、政令で定める。

附 則 （昭和五三年七月五日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規

定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるもの

とする。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成二四年六月二七日法律第四五号）

（施行期日）

1 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

Ⅱ 養蜂振興法施行規則

昭和三十年十月二十九日農林省令第四十五号

養ほう振興法（昭和三十年法律第百八十号）第三条第一項、第四条第一項及び第六条第一項の規定に基き、並びに同法第四条第一項の規定を実施するため、養ほう振興法施行規則を次のように定める。

（届出）

第一条 養蜂振興法（以下「法」という。）第三条第一項の規定による届出は、毎年一月三十一日までにしなければならない。

2 法第三条第一項 ただし書に規定する農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合

二 密閉構造の飼育管理設備で蜜蜂の飼育を行う場合

三 反復利用が可能な蜂房を利用しないで蜜蜂の飼育を行う場合であつて、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと都道府県知事が認める場合

3 法第三条第三項の規定による変更の届出は、当該変更があつた日から一箇月以内に行うものとする。

4 法第三条第四項の規定による通知は、法第三条第一項 又は第三項の規定による届出を受理した日の属する月の翌月末日までにしなければならない。

（転飼養蜂の許可申請）

第二条 法第四条第一項の規定による許可の申請は、その都道府県の区域内において蜜蜂の飼育を始める日の二箇月前までに、次の事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

一 住所及び氏名（法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名）

二 蜂群数

三 転飼しようとする場所及び期間

（許可証の交付等）

第三条 都道府県知事は、法第四条第一項の規定による許可をしたときはその申請者に別記様式による許可証を交付し、その許可をしなかつたときはその申請者に対しその旨を通知しなければならない。

2 養蜂業者は、法第四条第一項の規定による許可を受けて転飼するときは、前項の許可証を携帯しなければならない。

第四条 削除

（蜂蜜の表示）

第五条 法第七条第一項の規定による表示は、一缶又は一瓶ごとに、同項の規定により表示すべき事項を記載した証紙又はレーベルを、容器の見やすい箇所に貼り付けてしなければならない。

附 則 抄

1 この省令は、養ほう振興法の施行の日（昭和三十年十一月一日）から施行する。

附 則 （昭和三一年一月二七日農林省令第六八号） 抄

1 この省令は、昭和三十二年一月一日から施行する。

附 則 （昭和三四年四月二五日農林省令第一八号）

この省令は、昭和三十四年五月一日から施行する。

附 則 （昭和四十一年三月二日農林省令第四号） 抄

1 この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四十三年五月一日農林省令第二七号） 抄

1 この省令は、昭和四十三年六月一日から施行する。

附 則 （平成二四年十一月一日農林水産省令第五六号）

1 この省令は、養ほう振興法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。

Ⅲ 岡山県蜜蜂転飼条例

昭和二十五年三月三十一日

岡山県条例第二号

(目的)

第一条 この条例は、県内における蜜蜂の転飼について規制することにより、蜜源の分配調整の適正化を図り、もつて養蜂事業の健全な発達に資することを目的とする。

(用語)

第二条 この条例で「転飼」とは、蜜源を求めて季節的に場所を移転して蜜蜂を飼育する行為をいう。

(許可)

第三条 県内において、業として蜜蜂の飼育を行う者が転飼をしようとする場合は、次の事項を記載した申請書を知事に提出して、許可を受けなければならない。

- 一 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- 二 蜂群数
- 三 転飼をしようとする場所及び期間
- 四 その他知事が必要と認める事項

2 前項の許可には、蜂群数、転飼の場所及び期間その他の事項について条件を付することができる。

3 知事は、第一項の許可をしたときは、転飼の場所及び期間を記載した転飼許可証を交付する。

(変更の許可)

第四条 前条第一項の許可を受けた事項を変更しようとするときは、別に定める変更の許可の申請書を、同条第三項の転飼許可証とともに、知事に提出して、許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可をしたときは、前条第三項の規定を準用する。

(手数料)

第五条 第三条第一項又は前条第一項の規定により申請をするときは、手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料は、一蜂群につき百五十円とする。

3 第一項の手数料は、相当額の岡山県収入証紙を第三条第一項又は前条第一項の申請書に貼付して納付しなければならない。

(閉鎖・撤去)

第六条 知事は、第三条第一項又は第四条第一項の規定による許可を受けないで転飼した者に対しては、巢門の閉鎖又は巢箱の撤去を命ずることができる。

(罰則)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、二万円以下の罰金に処する。

- 一 前条の規定による命令に従わない者
- 二 虚偽の事項を記載して第三条第一項又は第四条第一項の規定による許可を受けた者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三五年条例第五号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十四年条例第一〇号)

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第七号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成三年条例第一九号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成三年八月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第二号)

この条例は、平成四年五月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第二四号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成七年八月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第四七号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二四条例第二七号)

この条例は、平成二五年四月一日から施行する。

IV みつばちの腐蛆^そ病のまん延防止に関する規則

昭和四十八年十月二日

岡山県規則第七十号

(目的)

第一条 この規則は、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十二条第一項の規定に基づき、みつばちの腐蛆^そ病のまん延を防止するため、みつばち及びみつばちの腐蛆^そ病の病原体をひろげるおそれがある物品(採みつについて利用中のみつばちの巣箱、巣わく、巣ひ、みつ及びみつろうをいう。)(以下「みつばち等」という。)の移動を制限することを目的とする。

(移入の制限)

第二条 みつばち等を県内に移入しようとする者は、当該みつばち等について移入直前の飼育地を管轄する家畜保健衛生所長が発行した腐蛆^そ病について異常のない旨を記載した検査証明書又は家畜防疫官が発行した輸入検査証明書を有しなければならない。

(移出の制限)

第三条 みつばち等を県外に移出しようとする者は、移出の日前一箇月以内に当該みつばち等について家畜保健衛生所長の腐蛆^そ病の検査を受けなければならない。

2 前項の検査を受けようとする者は、腐蛆^そ病検査申請書(様式第一号)をその飼育地を管轄する家畜保健衛生所長に提出しなければならない。

3 家畜保健衛生所長は、前項の腐蛆^そ病検査申請書を受理したときは検査を行ない、腐蛆^そ病について異常がないと認められるときは、当該申請者に対し腐蛆^そ病検査証明書(様式第二号)を交付し、かつ、巣箱ごとに腐蛆^そ病検査済証(様式第三号)をはりつけるものとする。

(県内における移動制限)

第四条 腐蛆^そ病が発生したときは、知事が別に定める期間及び区域内において、みつばち等を当該区域内で移動し、又は他の区域から当該区域へ、若しくは当該区域から他の区域へ移動してはならない。ただし、家畜防疫員の指示に基づいて移動する場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五二年規則第六〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成九年規則第四〇号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。